行田市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 10 月 7 日

行田市長　行田邦子

行田市企業管理規程第 5 号

行田市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

行田市指定給水装置工事事業者規程（平成１０年企業管理規程第５号）の一部を次のように改正する。

第１条及び第３条第３号ア中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。